

議案第 1 2 号

平成 2 8 年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について

平成 2 8 年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

平成 2 8 年熊本地震による被災者の生活再建支援に寄与することを目的として、固定資産税の免除及び固定資産税の課税標準の特例の適用に関する特例措置を実施するため、平成 2 8 年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例（平成28年山都町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 町長は、町が平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業補助制度を活用して行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体処理事業の対象となる家屋のうち、平成29年1月1日前までに当該事業の実施の決定を受けたものについては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額を免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例第4条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（山都町税条例の一部改正）

- 3 山都町税条例（平成17年山都町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第74条の2第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、山都町被災家屋等解体処理事業の適用の申請に係る資料その他被災住宅用地の客観的事実を証するに足りる資料を現に町が保管している場合において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする者については、この限りでない。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例(平成28年山都町条例第19号)新旧対照表

現行			改正後（案）				
<p>（固定資産税の減免）</p> <p>第4条 町長は、固定資産税の納税義務のある者のうち、熊本地震によりその所有する固定資産につき損害を受けたものに対しては、当該損害を受けた固定資産に対して平成28年度に課する当該年度分の固定資産税額(熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該固定資産税額から減免する。</p>			<p>（固定資産税の減免）</p> <p>第4条 町長は、固定資産税の納税義務のある者のうち、熊本地震によりその所有する固定資産につき損害を受けたものに対しては、当該損害を受けた固定資産に対して平成28年度に課する当該年度分の固定資産税額(熊本地震が発生した日以後に納期の末日が到来するものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該固定資産税額から減免する。</p>				
区分	損害の程度	減免の割合	区分	損害の程度	減免の割合		
土地(農業用地及び宅地に限る。)	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10	土地(農業用地及び宅地に限る。)	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10		
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8		土地(農業用地及び宅地に限る。)	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8	
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6			土地(農業用地及び宅地に限る。)	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4				土地(農業用地及び宅地に限る。)	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。
家屋	全壊	10分の10	家屋				全壊
	大規模半壊	10分の6		家屋			大規模半壊
	半壊	10分の4			家屋		半壊
償却資産	廃棄したとき、又は復旧不能であるとき。	10分の10	償却資産			廃棄したとき、又は復旧不能であるとき。	10分の10
	修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の6以上であるとき。	10分の8		償却資産		修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の6以上であるとき。	10分の8

	修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

(国民健康保険税の減免)

第5条 (略)

	修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	修理に要する費用が当該償却資産の評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

2 町長は、町が平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業補助制度を活用して行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体処理事業の対象となる家屋のうち、平成29年1月1日前までに当該事業の実施の決定を受けたものについては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額を免除することができる。

(国民健康保険税の減免)

第5条 (略)

山都町税条例(平成17年山都町条例第49号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。<u>ただし、山都町被災家屋等解体処理事業の適用の申請に係る資料その他被災住宅用地の客観的事実を証するに足る資料を現に町が保管している場合において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする者については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>